

国民健康保険 退職者医療制度について

長期間勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入した65歳未満の方が、年金を受けるようになったときは、退職者医療制度で医療を受けることとなります。退職者医療制度の対象者は次のとおりです。

町の国民健康保険に加入している65歳未満の方で、
次の条件のいずれかに該当する方とその被扶養者(※)

※ 退職被保険者(本人)によって生計を維持している同居の親族(三親等内)で、年間収入が130万円未満(60歳以上の方は180万円未満)の方

- ① 厚生年金・共済年金などの老齢(退職)年金の受給権を取得した方で、これらの年金制度の加入期間が20年以上ある方
- ② ①の年金制度の加入期間が40歳以降に10年以上ある方

退職被保険者の医療費は、一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの負担金を中心にまかなわれています。正しい適用がされないと、町の国民健康保険の負担する医療費が増大し、保険税の余分な増加につながりますので、必ず届出をお願いします。



該当される方は、下記のものをお持ちのうえ、住民ほけん課国保年金担当の窓口にお越しください。

- 必要書類／年金証書（加入期間の記載のあるもの）
国民健康保険被保険者証

10月より、国民年金保険料納付のご案内を委託事業者が行っています

社会保険庁では、国民年金保険料の未納となっている方に対する、電話や文書、戸別訪問での納付督促や保険料収納業務について、民間委託を実施しています。

10月より、埼玉県全域で、下記の民間委託事業者が国民年金保険料の納付のご案内を行っています。

- 委託事業者
事業者名 (株)もしもしホットライン
問合せ先 フリーダイヤル **0120-917707**

※委託事業者の担当者が国民年金保険料をお預かりして収納する場合、必ずお客様が国民年金保険料の納付書をお持ちである場合に限られます。

※委託事業者に対する個人情報、国民年金保険料の納付督促を行う上で必要な情報に限定しており、さらに取扱いに対しては「個人情報の保護に関する法律」や社会保険庁の個人情報取扱規程、本事業に係る委託契約書等により、厳格な安全管理措置を講じています。

※近年、電話や文書により社会保険庁職員を名乗り個人情報を聞き出したり、金銭を詐取しようとする不審な行為が発生しています。不審に思われる電話等があった場合は、その場で対応せずに相手の所属と氏名、連絡先を確認いただき、春日部社会保険事務所(☎048-737-7510)にお問合せください。